

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第三号中「七十一人」を「七十五人」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 本会は、理事に占める女性の割合が三十パーセント以上となるよう、環境整備に努める。

4 理事のうち会規で定める人数は、女性が選任されなければならない。

第六十三条第二項中「第五十六条第二項」を「第五十六条第二項及び第四項」に改める。

附 則

1 第五十六条第一項第三号及び第三項から第五項まで並びに第六十三条第二項の改正規定（以下「改正規定」という。）は、令和三年四月一日から施行する。ただし、改正規定による改正後のこの会則の規定に基づく令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までを任期とする理事の選任のために必要な行為は、改正規定の施行の日前においても行うことができる。

2 本会は、改正規定の施行後二年を経過した場合において、男女の理事の選任状況、理事の職務に関わる環境整備の状況その他改正規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。